

組合 Q & A

理事全員が書面出席は可能か

理事は理事会に書面をもって出席することができる。理事全員が書面で出席した理事会も認められるか

総会は書面又は代理人による議決権の行使が可能です。理事会はどうでしょうか。

理事会も、あらかじめ通知のあった事項に限定されますが、書面での議決に参加できます。

それでは、理事全員が書面で議決に参加した理事会は認められるでしょうか。

事務所移転の登記の際に添付する理事会議事録を全員書面参加のものでよいかと、法務局に対して問い合わせたことがあります。

隣のビルに引越すだけの住所移転の議案だったので、そのために遠方からわざわざ理事に来てもらう必要もないと考えたからです。しかし、法務局の回答は「理事会は会議体が要求されているので、場所と時間は特定してください」

というものでした。なるほど、会議の場所と時間が決まっています、そこに理事が集まった状態は設定しなければならぬのだと納得したので覚えておきます。

ということで、書面による理事会出席は可能ですが、全理事が書面で議決に参加することは許されませんでした。

【法改正後】

平成十八年の法改正で、理事全員が提案に同意すれば理事会決議があつたものとみなす、という規定が設けられました。(※)

- 条件は次の通りです。
- ① 定款に規定すること
 - ② 理事から理事会の議案の提案があること
 - ③ 理事全員が書面でこの提案に同意の意思表示をすること
 - ④ 理事会議事録を作成し保存すること
- (※) 商振法には、この規定はない。

以上の点をクリアすれば、全て書面による理事会の議決が可能です。

この制度は、全員の同意が条件になっています。不同意の理事がいたら議決とみなすことは出来ないうです。

反対者がいるなら、議論の場で

ある会議体を開かなければならず、全員が賛成ならば議論の場を設けなくてもよい、ということでしょう。理事会は、理事が集まって議論を尽くすのが本来の姿ですから、全員書面の場合「同意」が条件になるのは当然と考えられます。

【報告議案】

法改正により理事会に報告しなければならぬ事項が定められました。自己契約等については、理事会承認後も重要事項を理事会に報告しなければなりません。この報告は、理事全員に通知をすれば、理事会で報告しなくてもよいとされています。

ポイント

★理事全員の書面同意で理事会決議とみなす

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行より転載。

- ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 定款・規約に関する正誤問題です。

【第1問】組合の「事業」の内容は、定款の絶対的必要記載事項である。

【第2問】中小企業組合法には「規約」に定めることができる事項として、①総会又は総代会に関する規定、②業務の執行及び会計に関する規定、③役員に関する規定、④組合員に関する規定、⑤その他必要な規定 以上5項目が明記されている。

【第3問】組合の定款・規約は、内部の規則であるから、組合員以外の者に見せる必要はない。

【第4問】組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規については、「規定」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。

【第5問】「規程」は理事会で決定でき、「規約」は総会決議を要する。したがって、機敏に制定・改廃が必要なものを規程にし、長期安定的に使うルールを規約にするのがよい。

〈解答〉【第1問】○【第2問】○【第3問】×
 (組合の定款・規約は、組合員だけでなく組合の債権者にも閲覧・謄写請求権がある。組合は、この請求があれば「正当な理由なく拒むことはできなく」とされているので、組合員以外の債権者にも見せなければならぬケースがある。)

【第4問】○【第5問】×
 「規約」とは、組合と組合員の間に規律する自治規範であり、組合の組織活動の基本的事項を定めた定款と同様に組合員を拘束するものである。したがって、総会で決める必要がある。「規程」は事務上の内規なので理事会で決めることができる。以上のように規約と規定は機敏な対応の要・不要で使い分けるものではない。)